

ウン内部まで二酸化窒素が侵入している状況が捉えられている。そして、疎甲四一、四二、五七、六三号証によると、本件施設操業開始後に、現実に頭痛・喉の痛み・息苦しさなどを体験した債権者らが存在する事実が一応認められる。

(2)

前記認定のような本件施設のダイオキシン類の発生を抑制し、発生したダイオキシン類を環境中に排出あるいは流出させないためになすべき設備及び対策の整備の不備な状況と整備に対する債務者の対応、本件施設における焼却の対象となる木屑等の産業廃棄物の燃焼によるダイオキシン類の発生可能性の存在及び前項の測定結果により本件施設の焼却炉の排ガス中にダイオキシン類の排出が確認され、本件施設から排出される排ガスが上野ニュータウン内部まで侵入している状況を総合して判断すると、本件施設の操業によつて債務者らに対し健康被害等が発生するといわなければならない。

(3) 債務者は、本件施設が三重県に対する産業廃棄物処理施設としての届け出が受理され、法律の基準を遵守し、さらに三重県による行政指導にしたがつて建築された施設であると主張するが、右届け出の受理は、排ガス等による環境汚染や周辺住民に対する健康被害の可能性を確認の上なされるものではないことからすると、これをもつて本件施設のダイオキシン類による健康被害等の不発生の根拠とするることはできない。また、本件施設が既存施設

としても平成一〇年一二月一日から遵守すべき構造基準及び維持管理基準を満たしていることを疎明する証拠が提出されていないことは前記のとおりである。

(4)

さらに、債務者は、本件施設の所在地の属する三重県上野市大野木地区と公害防止協定を締結していると主張しているが、同協定の具体的な内容については明らかにされておらず、また、同協定締結の事実がダイオキシン類による健康被害等の不発生の根拠となり得ないことは前項と同様である。

5 健康被害等の発生防止のための操業停止の不可避性の存否

(1) 以上の認定の結果を総合すると、本件施設は周辺地域の環境を汚染し、住民の健康を侵害する高度の蓋然性を有する施設と一応認められるものであるから、本件施設が前記構造基準を充足する設備を備え、また、同維持管理基準に副つた維持管理が可能となつて、受忍限度を超える周辺地域の環境破壊や住民の法益侵害の発生の蓋然性が消失するに至るまでは、その操業の停止を命じるものやむをえないといわざるをえない。

(2) 債権者らの暴露の可能性

ア 上野ニュータウンに居住している債権者は、本件施設から排出される排ガス一立法メートルあたり五ナノグラムを超えるダイオキシン類に暴露され、大気や地下水などが汚染され、これにより、右債権者らの健康が侵害されるおそれがある。

イ 上野ニュータウンに居宅を有する債権者は、同タウンを訪れた際に、前項の居住者と同様高濃度のダイオキシン類に暴露し、大気や地下水などが汚染され、これにより、右債権者らの健康が侵害されるおそれがある。

ウ 上野ニュータウンに土地を所有

周辺地域の環境破壊や住民の法益侵害結果の発生を防止するための設備の整備を怠っているものであるから、自ら出されていないことは前記のとおりである。

第4 結論

以上によれば、債権者らの本件申立は、その被保全権利が一応認められ、債務者の対応に照らし、保全の必要もこれを認めることができるので、一応理由があるものとして、債務者らに保証を立てさせないで主文のとおり決定する。

(裁判官伊藤新一郎)

別紙 施設目録（省略）

（裁判官伊藤新一郎）

に耐えなくなるおそれがあり、その所有権を侵害される蓋然性がある。

(3) したがつて、債権者らは、いずれも本件施設の操業停止を求める被保全権利を有し、ダイオキシン類の毒性の大きさや特色に照らし、保全の必要なべき義務を怠つて周辺地域住民の健康あるいは財産権の侵害の危険を発生させたまま、操業を継続しようとすることは到底許されないものである。

6 債権者らの被保全権利の判断

(1) 債権者らは、いずれも上野ニュータウン自治会の構成員であり、別紙当事者目録中債権者1記載の各債権者は上野ニュータウンに居住している者、同債権者2記載の各債権者は上野ニュータウンに居宅を有する者同債権者3記載の各債権者は、上野ニュータウンに土地を所有するものである。

社団法人北海道自動車教習所協会から除名処分を受けた会員の仮の地位を定める仮処分申立てについて、被保全権利の疎明がないとして却下された事例

〔旭川地裁平一〇(ヨ)第五六号、地保全仮処分申立て事件、平11・1・26民事部決定却下・確定〕

【解説】 民事保全法二三条

（解説）
一 Yは、自動車教習所等を会員として組織された公益法人であり、

Xは、自動車教習所を営業している会社であつて、Yの会員であったが、平成一〇年五月に開催された総会において定款所定に該当する除名事由があるとして、除名された。

そこで、Xは、本件除名処分は無効であると主張し、右除名処分により、(一)指定車両を確保できないことによる不利益、(二)指定車両を使用できないことによる不利益、(三)受験申請上の不利益、(四)生徒数減少に伴う減収の不利益を被つてているとし、Yを相手方として、XがYの会員地位にあることを仮に定める旨の仮処分の申立てをした。

これに対し、Yは、本件除名処分により営業上の損害を受けているものではないから、本件仮処分の申立ての利益を欠くばかりか、保全の必要性も認められない、などと主張した。

二、本決定は、まず、本件のようにより営業上の損害を保全するためには、地位保全の仮処分がなされる場合には、被保全権利の疎明が必要であるほか、保全の必要性として、地位を保全しておかなければ回復し難い著しい損害が生ずるか否かにより判断されるべきであるとした。

そのうえ、本決定は、本件除名処分によりXの主張するような不利益が生ずるか否かについて検討し、(一)指定車両を確保できないことによる不利益を受けることはない、(二)指定車両を使用できないという不利益を生じさせるものとは認められない、

(三)受験申請に関する何らの不利益を負うことはない、(四)本件除名処分によりXに対しXの主張するような減収効であると主張し、右除名処分により、(一)指定車両を確保できないことによる不利益、(二)指定車両を使用できないことによる不利益、(三)受験申請上の不利益、(四)生徒数減少に伴う減収の不利益を被つていているとし、Yを相手方として、XがYの会員地位にあることを仮に定める旨の仮処分の申立てをした。

これに対し、Yは、本件除名処分により営業上の損害を受けているものではないから、本件仮処分の申立ての利益を欠くばかりか、保全の必要性も認められない、などと主張した。

三、仮の地位を定める仮処分は、その要件である権利関係について特に制限が設けられていないことから、その種類は多種多様であるが(唐木浩之「仮の地位を定める仮処分」現代裁判法大系14二八一頁以下参照)、団体の除名処分に関しては、労働組合(札幌地裁岩見沢支決昭27・7・29労裁集三卷四号三五七頁、長崎地裁佐世保支判(名古屋地判昭37・3・27労裁集一三卷二号二三九頁)、宗教団体(仙台地決平7・11・13本誌九一〇号二二八頁)など

債 權 者	右 代 表 者	同 債 務	右 代 表 者	同 債 務	右 代 表 者	同 債 務	右 代 表 者	同 債 務
右 代 表 者 代表取締役	有限会社旭川専門自動車学園	井 野 隆 則	近 藤 伸 生	高 崎 輝 子	大 川 秀 史	高 崎 裕 子	竹 中 雅 史	同 上
右 代 表 人弁護士	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
社 团 法 人 北 海 道	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
自 动 車 教 習 所 協 会	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

第一 債権者の申立ての趣旨
 一 債権者が債務者の会員の地位にあることを仮に定める。

二 申立て費用は債務者の負担とする。

第二 事案の概要
 本件は、債務者の会員として自動車教習所を営業していた債権者が、債務者の会員から除名する旨の決議(以下「本件処分」という。)をした債務者に対する主張し、債務者の会員たる地位保全を求めており、(会員数五二校)道内には旭川を含め六支所が設置されている。

債務者が設置している旭川支部は、平成九年五月においては、次の七自動車教習所をもって組織されており、支部長は山口敏光であった。

敏光

(2) 株式会社旭川自動車教習所（代
表者亡渡部弘之）

(3) 有限会社北交自動車学園（代表
者中島邦弘）

(4) 常磐自動車学園（代表者石田功）
株式会社北海道自動車学園（代
表者菊池義則、同年九月五日に廃業）

(5) ⑥ 有限会社旭川専門自動車学園
（代表者債権者）

(7) ⑦ 有限会社山添自動車学園（代表
者山添信男）

その後、(2)及び(5)は廃業し、(8)森田
淳司（以下、「森田」という。）が平成
九年一〇月七日、有限会社旭教ドライ
ビングスクールを設立したため、平成
一〇年五月現在における旭川支部は、
(1)、(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)の六自動車
教習所をもつて組織されている。

3 債務者の定款 一〇条は、次の
とおり規定している。
「会員は、次の各号の一に該当すると
きは、総会の決議を経て会長がこれを
除名することができる。
① 会費を一年以上滞納したとき
② この法人の会員としての義務に
違反したとき
③ この法人の名譽を傷つけ、又は
この法人の目的に反する行為をしたと
き」

また、債務者の定款一一条は、「会員
は除名された場合には、会員たる資格
を失うものとする。」と規定し、債務者
運営規則六条本文は、「会員を除名しな
ければならない事実が発生したとき
は、理事会に諮り総会に報告しなけれ
ばならない。」と規定している。

ばならない。」と規定している。

4 債務者は、平成一〇年四月二
三日に開催された理事会において債権
者を除名するのが相当であるとの結論
を出し、同年五月一六日に開催した臨
時総会において、債権者には、債務者
定款一〇条一号、三号に該当する除名
事由があるものとして、定款一〇条、
運営規則六条に基づき、債務者の会員
から除名する旨の決議をした。

二 争点に関する双方の主張

1 爭点1（営業損害の発生の有 無・被保全権利の存否）

債権者は、本件処分により、次のよ
うな不利益を受けている。

(1) 指定車両を確保できないことに
よる不利益

道路交通法施行規則二四条は、「運転
免許試験における自動車等の運転につ
いて必要な技能についての試験（以下、
「技能試験」という。）においては、公
安委員会が提供し、又は指定した自動
車を使用する」と規定するが、公安委
員会は技能試験において使用する自動
車（以下、「試験車」という。）をすべて
て所有していないため、公安委員会が
指定した自動車（以下、「指定車両」と
いう。）により、技能試験を実施するに
際し必要な試験車の台数を確保してい
る。

そして、道路交通法施行細則（昭和
四七年一一月二〇日北海道公安委員会
規則第一一号の二一条の七）は、試験
車を確保するとともにその管理を適正
かつ確實に実施するため、「公安委員会
は、理事會に諮り総会に報告しなけれ
ばならない。」と規定している。

は、民法（明治二十九年法律第八十九
号）第三四条の規定により設立された
法人であつて、技能試験に使用する自
動車の管理を適正かつ確實に実施する
ことができるものとして認められるものとし
て、あらかじめ指定する者（以下、「指
定試験車管理機関」という。）が管理す
る自動車について、施行規則第二四条
第六項の規定による試験車の指定を行
うものとする。」と規定し、あらかじめ
指定試験車管理機関を指定しており、
右細則に基づいて、北海道公安委員会
は、債務者を指定試験車管理機関と指
定し、債務者の旭川支部が旭川運転免
許試験場において、指定試験車の管理
を担当している。そして、債務者の会
員のみが右車両の利用が許されてい
る。

ところで、これまで、個人受験者は、
技能試験において指定車両を使用して
受験しているが、右使用に際して特段
の支障は生じていない。しかし、債権
者の教習生が受験申請する場合は、個
人受験者と比較したとき、受験者数が
相違するうえ、債務者が指定車両の使
用について協力しないときは、債権者
は試験車の確保ができず、教習生が受
験できなくなるという不利益を受ける
ことになる。これは、自動車教習所の
営業上、死活問題といふべきものであ
る。

指定車両はいずれも各教習所の所有
車であるから、各指定車両ごとに各教
習所が調整手配をしていくのであつ
て、試験当日に受験生が受験できない
ことがこれまでないのも、前日に受験

者数を把握したうえで人数制限を行
い、各教習所ごとに人数を減ずるとい
う処理を行つてある。

(2) 指定車両を使用できないことに
よる不利益

債権者らの指定外教習所は、指定教
習所と比較して、より短期間でより低
廉安価で運転免許が取得できることを
宣伝文句とし、これを存在意義として、
短期合格のための指導をしているが、
右営業活動において根幹となるものが
指定車両制度である。すなわち、指定
車両制度とは、受験生が技能試験の際
に、在籍している教習所が所有する指
定車両を使用して受験できるというも
のである。そして、各教習所は、受験
生が使い慣れた車両で技能試験に受験
できることを前提条件として生徒を募
集しているのであって、債権者のよう
に指定車両制度の特典を受けられない
教習所にあつては、右特典を享受する
ことができる。そこで、各教習所が、受
験生が使い慣れた車両で技能試験に受験
できることを前提条件として生徒を募
集していることは明らかである。

かかるところ、債権者は本件処分に
より、平成一〇年六月二日、旭川方面
公安委員会から、債権者が所有してい
た指定車両を返納する旨の通知を受け
た。しかし、右指定車両制度の特典を受けるこ
とができなくなつた。その結果、債権
者の教習生は、これまで使い慣れた債
権者のバス、特殊車両を使用して受験
することはできなくなつた。このよう
に教習生が使い慣れた債権者の車両を
使用して受験できなくなることは、短
期間にかつ廉価に技能試験の合格できる
ことを営業目的とする債権者からされ

ば極めて重要な意味を持つ。

(3) 受験申請上の不利益

受験者の実技ないし学科受験の申請は、債務者協会を通じて、いわゆる団体扱いとして一括して公安委員会に申請する形態を採用している。しかし、債務者の教習生は本件処分により直接試験場に出向いて個別に受験申請をしなくてはならないという不利益を受けている。

(4) 生徒数減少に伴う減収

債務者の受講生の半数は、大型車両、牽引車両などの指定車両について運転免許を取得することをその目的としているものであり、平成九年四月以降、翌一〇年五月にまでの総入学者数一八人のうち四一パーセントの七五人が前記指定車両制度が適用されている車種の免許の取得を希望している者である。かかる状況のもと、債務者が本件処分を受けたことにより、債務者においては指定車両制度が適用されないと風評が流布したことにより、債務者の教習所への入学者は、前年同時期と比較して四〇パーセント、大型車両、牽引車両等の入学者においては、六六パーセント減少したばかりか、多数の者が退校あるいは転校するに至っている。本件処分に伴い、債務者が他に営んでいた車検代行への申込みもなくなっているなど、大幅な減収が生じている。このような営業損害は、本件処分により債務者の所有する車両を技能試験において使用できなくなつたという不利益から起因するものである。

(2) 債務者

(1) 指定車両を確保できないことにより不利益

指定車両は公安委員会が行う技能試験に用いられるものであつて、債務者が指定試験車管理機関に指定されるからといって、債務者会員のみが指定車両を使用できるという特権を与えるわけではない。

すなわち、試験車両については、個人又は特定の届出自動車教習所が手配するものではなく、公安委員会が技能試験の前日に事前手配しているものであり、債務者の教習生につき試験当日に試験車の手配がつかないということはない。債務者が希望すれば、現実的に指定車両を使用できる状態にあり、指定車両の利用が債務者の会員のみに限られるというのは、全く誤りである

というほかない。

また、道路交通法一二条一項は、免許等に関する手数料を定めているが、道路交通法施行令(昭和三五年一〇月一一日政令第二七〇号)四三条は、公安委員会が自動車を提供した場合の手数料の額を定めているところ、債務者が管理する試験車の使用料についても安委員会からの要請に応じ試験車を手配する便宜から生じたものである。したがつて、教習生が使い慣れた債務者の車両を使用して受験できるということは、右指定の手数料と同額とし、整備管理者は、右試験車の使用料を受験者から納付を受けるものとしている(社団法人北海道自動車教習所協会試験車管理規程一二条)。

このように受験者が所定の使用料を納付さえすれば、その技能試験に指定車両を使用することができるのだ。

(2) 指定車両を使用できないことに

による不利益

債務者は、公益法人として公安委員会から指定試験車管理機関としての指定を受け、届出自動車教習所全体の地位の向上を目指しているものであり、個々の自動車教習所の個別具体的な経済的利益の追求なしし確保を直接の目的とするものではない。債務者の業界団体としての役割は、指定試験車管理機関として公安委員会が保有しているない試験車両を提供することにより、当該地域において、右試験車両の技能試験を実施できるようになり、右試験に開催を行つてある届出自動車教習所全体がその業域を十分に確保するという点に尽きるものである。

確かに、公安委員会が保有する試験車以外で受験者が使用する試験車は、債務者が指定試験車管理機関として公安委員会から指定されている教習所が所有している指定試験車であるが、これは債務者が指定試験車管理機関として公安委員会から指定されている結果、右公安委員会からの要請に応じ試験車を手配する便宜から生じたものである。したがつて、教習生が使い慣れた債務者の車両を使用して受験できるということは、右指定にかかる実際上の反射的利益にすぎないものであつて、法的保護に値する利益ではない。そもそも、技能試験において、教習において用いられた車両と同一の車両を使用できるかどうかによつて、教習所の営業成績に影響が及ぶということはない。

の会員である自動車教習所の教習生は、債務者を通じて一括してなされているが、前記各法令から明らかに、債務者が指定試験車管理機関であることから公安委員会から特別の法的権限を付与されて事前かつ団体での申請を行つてあるものではない。

債務者は届出自動車学校である以上、みずからその教習生の受験申請を取りまとめて直接試験場に、事前かつ団体で申請することができるはずであり、債務者がとりまとめて受験申請することを公安委員会が拒否することはない。現に、北海道警察旭川方面本部免許課においては、債務者についても受験申請を一括して受理しており、協会に所属する教習所と協会に所属しない教習所との間で技能試験の受験申請方法についての取扱いに相違はない。

よつて、債務者は受験申請に関して何らの不利益を負うことはない。

(4) 生徒数減少に伴う減収

債務者の主張するところの生徒数の減少は、本件処分に伴つて生じたものか、経済状況によるものか、債務者の営業努力に起因するものか、本件処分と営業損害との因果関係は明らかになつてない。債務者の教習生が、教習際に使用したときと同じ車両を技能試験において使用できるかどうかに技能試験において使用できるかどうかに差異が生ずることは到底考えられない。

2 爭点2(除名事由の存否)

(1) 定款一〇条二号は、除名事由として、「この法人の会員としての義務に

(3) 受験申請上の不利益

受験者の受験申請について、債務者

251

違反したとき」を挙げているが、右会員としての義務には、①会員は、定款に定められた個々の義務、②定款に定められた事項を遵守し、債務者の目的を実現していくために公正に活動していくべき義務のほか、③所属支部の活動においては、支部規則に定められた事項を遵守し、公正かつ円滑に支部を運営していくべき義務を含むと解される。

また、同条三号は、「この法人の名譽を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき」と規定するが、これは、非違行為が債務者の公益法人としての社会的評価を低下させ、法人としての活動を阻害するものをいうと解される。

(2) 本件における債権者の各行為は、次の述べるとおり、定款一〇条二号及び三号所定の除名事由に該当するものである。

① 緊急総会開催、山口敏光及び森田の除名並びに役員の選任

i 手続違反

平成九年一〇月二八日午後四時五〇分ころ、支部長の山口敏光(以下、「山口支部長」という。)と森田が、支部事務所に赴いたところ、山添信男(以下、「山添」という。)が、同日午後五時三

〇分ころ、「昨日調査した結果から、緊急総会に切り替える必要がある。」旨発言し、債権者も「公安委員会旭川運転免許試験場の水野教習係長も森田の行為について不正をしたと言つていい。」、「山口支部長も監督責任がある。」等と述べて山口支部長と森田らに対

し、責任の追及を始めた。その際、山口支部長は、事実を確認して不正が認められた場合には、相応の責任を負うべき義務を含むと解される。

し、責任の追及を始めた。その際、山口支部長は、事実を確認して不正が認められた場合には、相応の責任を負うべき義務を含むと解される。

使用し、金銭的な恩恵を受けたときの不存在

(3) 本協会の目的遂行に反する行為のあるとき

(4) 本協会の秩序を乱す行為のあるとき

(5) 会費納入期日を履行しないとき

(6) 協会行事の出席義務をいつも履行しないとき

(7) その他会員として適当でないと認められたとき

2 役員会は除名者に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

3 その他の会員として適当でないと認められたとき

4 本協会の秩序を乱す行為のあるとき

5 会費納入期日を履行しないとき

6 協会行事の出席義務をいつも履行しないとき

7 その他の会員として適当でないと認められたとき

8 本協会の目的遂行に反する行為のあるとき

9 その他の会員として適当でないと認められたとき

10 本協会の秩序を乱す行為のあるとき

11 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

12 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

13 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

14 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

15 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

16 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

17 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

18 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

19 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

20 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

21 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

22 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

23 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

24 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

25 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

26 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

27 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

28 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

29 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

30 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

31 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

32 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

33 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

34 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

35 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

36 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

37 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

38 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

39 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

40 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

41 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

42 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

43 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

44 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

45 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

46 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

47 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

48 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

49 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

50 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

ii 山口支部長及び森田の除名事由の不存在

旭川支部会則に定める除名事由に該当する事実はない。

森田が特定教習終了の際に以前勤務していた北海道自動車学園名の押し出しが使用したのは、森田が右学園廃業後短期間のうちに独立開業したことから、発注していった自分の教習所名の押し出し印が届いていなかつたため、暫定的に右学園名の印をそのまま使用したという事情に基づく。そして、右学園名は総会の決議においてなされなければならないものとされ、総会は支部長がなすものとされているが、債権者が臨時総会と称しているものは右の手続を経ていない。

もし真に山口支部長及び森田に対し責任を追及すべき事柄があつたのであれば、債権者らが旭川支部の支部長で臨時総会と称しているものは右の手続を経ていない。

ある山口支部長に臨時総会の開催を求めるべきである。

ところが、債権者らはこれを行わなかつたばかりか、山口支部長に対して会議の開催さえも連絡しておらず、招集通知さえもなされていない。しかも、定款三条は、「この法人は、理事会の議決を経て必要な地に支部を置くことができる。支部長は本会理事会をもつてこれにあてる。」旨規定しているのであり、支部長は債務者の総会において選任された理事があつたから、理事に選任されていない山添が支部長に選任されることとは定款違反である。

旭川支部の従業員を解雇するためには、会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(2) 事務職員の解雇

旭川支部の従業員を解雇するためには、会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(3) 本協会の目的遂行に反する行為のあるとき

(4) 本協会の秩序を乱す行為のあるとき

(5) 会費納入期日を履行しないとき

(6) 協会行事の出席義務をいつも履行しないとき

(7) その他の会員として適当でないと認められたとき

(8) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(9) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(10) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(11) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(12) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(13) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(14) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(15) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(16) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(17) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(18) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(19) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(20) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(21) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(22) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(23) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(24) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(25) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(26) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(27) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(28) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(29) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(30) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(31) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(32) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(33) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(34) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(35) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(36) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(37) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(38) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(39) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(40) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(41) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(42) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(43) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(44) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(45) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(46) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(47) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(48) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(49) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

(50) 会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ

の予告を行い、もって、事実上同日以降藤原が旭川支部事務所で勤務することができないようになつた。当时、旭川支部の会員間においては、事務職員につき経費節減の観点からパート化等の議論がなされていたが、いまだ最終結論に至らない状況にあつた。

しかし、債権者らは正当な解雇理由がないにもかかわらず、藤原を解雇したものである。また、山添は、そもそも支部長でないから、旭川支部の支部長の権限行使することはできないはずである。

加えて旭川支部は右解雇につき労働基準監督署から是正勧告を受けたのであり、これにより、債務者の公益法人としての社会的評価は低下した。

以上の行為は、定款一〇条二号及び三号の除名事由に該当する。

③ 事務所の移転

旭川支部の事務所を移転するために、会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ（支部規則一四条三号）、債権者らは、会員の意思を統一し、又は少なくとも役員会の決定が必要であるところ（支部規則一四条三号）、「山添信男名で、同月二五日付け文書を下、「山添自動車学園」という。」の事務所内に支部事務所を移転し、支部長山添信男名で、同月二五日付け文書を以てその旨を債務者に通知した。

このように債権者らは、山口支部長らを排除したままその意思を問うこともなく、支部事務所を移転したのであって、かかる債権者らの行為は、定款一〇条二号の除名事由に該当する。

④ 支部長名を僭称した文書の作成、配付等

山添は、支部長に有効に選任されたものではないし、また選任される資格がないにもかかわらず、債権者らは、旭川支部支部長山添信男名を僭称した文書を作成、配付するほか、旭川支部長山添信男名の名刺を作成して配付し、また同名で年賀状を発送するなどした。このような債権者らの行為は、支部規則に違反するばかりか、支部長名を僭称して文書等を配付することには、旭川支部において、正常な運営が阻害するものであり、定款一〇条二号及び三号の除名事由に該当する。

⑤ 支部運営の混乱

i 債権者らは、同年一〇月三〇日、山口支部長及び森田に対し、支部会員ではないという理由に基づき、支部会員に販売していた教材、原簿等の料金を一方的に値上げする旨を通知し、また、同年一月六日には、会員ではないという理由で協会費の受取りを拒否したうえ、既払分の協会費については返納するので領収書を返すように通告するなどの嫌がらせを行つた。

ii 債権者らは、債務者会長である天坂満雄（以下、「会長」という。）に對し、同年一〇月三一日付けの「山口、森田両氏を旭川支部会員として認められないことが決議されました」と記載した文書を送付し、あたかも正当に臨時総会が開催され、新役員が選任されたかのように報告し、事実上、旭川支

部の運営を行つて、前記②及び③記載のとおり、事務職員を解雇したり、事務所を移転するなどした。

iii そこで、債務者側は、事実の確認と事態の收拾を図るため、支部会員に對し支部会議を開催することを求めるとともに、債務者支部長や上部団体で

ある全自協副会長に対し、右支部会議の開催に反対する文書や支部長会議開催に異議を唱える旨の文書を送付するなどした。

iv 債務者は、協会として今後の対応を決定する必要があると判断したことから、同年一月二〇日、正副会長会議を開催し、右会議において会長が混乱の收拾を試みることになった。

そこで、会長は同月二一日、山添と面談して事態の早期解決を企図して説得を行い、同日に行われた支部会議では、債権者らに対し支部を正常化するよう要請し、同年一二月一〇日にも、正常な支部運営をなすよう要請した。

v しかるに、債権者らは、同月二五日、山口支部長及び森田を会員に復帰させる旨の決議を行つたものの、山添を支部長とする役員体制の維持を図り、右山添名義で平成一〇年一月二二日には「緊急旭川支部会議開催（通知）」と題する文書を送付するなどし、新役員を前提として文書等の送付を行なつた。

vii このような状況の下、債権者は、同月四二四日開催された債務者の通常総会において、会場内の机上に、「衝撃ニュース」と題する文書を置いた。

右文書は、債務者とはおよそ関りのない会長個人に対する誹謗中傷を内容となかつた。そして、債権者らは、その

ころから山口支部長らに対し、「旭川支部名義銀行口座無断使用について」と題する文書等を送付するなど嫌がらせを始めるに至つた。

そこで、債務者の平成九年一二月一一日に開催された理事会は、自主的なものでの、慎重を期すため、平成一〇年四月一日に債権者らに弁明する機会を付与した。

vi ところが、債権者は、その後会長個人を攻撃するようになり、同月四日全自協懲罰委員会委員長らに対し、「（社）全国自運転教育協会会員、天坂満雄、山口敏光、森田淳司、除名提訴」と題する文書を送付し、このことを債務者会員に伝える文書を送付し、さらには、同月八日ころには、「二一世紀に向けて今こそ改革の時」と題する文書を債務者各支部の支部長宛に送付するなどして、会長の追い落としを謀るに至つた。

そこで、債務者は、同月二三日に開催された理事会において、債権者については除名することが相当であるとの結論に至り、臨時総会を同年五月一六日に開催することにし、右総会の招集手続を行つた。

viii このような状況の下、債権者は、同月四二四日開催された債務者の通常総会において、会場内の机上に、「衝撃ニュース」と題する文書を置いた。

するものであった。

そこで、債務者は、以上の経緯に照らし、同年五月一六日臨時総会において、債務者を除名する決議をしたものである。

(3) 旭川支部は、債務者の支部である以上、債務者からの支部運営の正常化の要請に応じる必要があるところ、債務者らは、右要請を無視し、債務者が主張する役員構成のもとで、支部の運営を続けたものであり、以上一連の債務者の行為は、会員の義務に違反するものであり、定款一〇条二号の除名事由に該当する。

(2) 債務者

債務者の主張するところの除名事由は、いずれも事実に反する。

(1) 緊急総会開催、山口支部長及び森田の除名並びに役員の選任

① 平成九年一〇月二八日に開催された旭川支部の臨時総会は、支部会員全員が出席した会議において、森田による押し出し印の不正使用を協議するため、出席者全員の同意を得て、臨時総会に移行することを確認したうえで開催されたものであつて、手続に違反はない。

支部会則六条によれば、支部長は、支部総会において選任される旨規定しているのであり、定款三条は、支部組織を統一するうえで望ましいとの解釈によるものであつて、右定款をもつて理事ではない者をして支部長とすることが組合は協会の理事会構成員とすることが組織を統一するものであつて、右定款をもつて理事ではない者をして支部長とすることはできないものと解釈すべきではない。

② 事務職員の解雇
山添は事務職員の藤原に対し解雇を告などしていらない。當時、山口支部長は、事務所経費の削減のためパート化を提案していたが、右提案を聞いた事

次のとおり、支部を適正に運営せず、混乱を招いた責任がある。

森田は、共立自動車教習所、旭川自動車教習所、北交自動車学園及び債権者の四教習所から委託されて特定

教習、学科講習及び運転適性検査の日時を守らなかつたことから、受講生から苦情が出ていた。

また、従前、支部は事務経費を節減するために山添の事務所の一部を借り、突然右案を撤回し、債務者の教習所事務所の敷地内にプレハブ建物を建てることを提案するに至つた。

さらに、森田が開業するに際し、山口支部長は、支部内における新規入会として取り扱う旨の協議内容を反故にし、名義変更として取り扱い、債務者にその旨の虚偽の報告をしている。

このようによると、山口支部長らは、支部の運営に混乱を招いている。

③ 山口支部長は、右臨時総会の席上、「責任を取る」旨発言しているのである。役職を降りる点については異論を述べていない。そして、新役員の選出も出席者の全員の同意のもとでなされたものである。このように、債務者は前記支部総会決議に基づき副支部長に就任したものであり、山口支部長及び森田らを支部運営から排除した事実はない。

④ 支部長名を僭称した文書の作成、配付等

配付文書の原案作成・最終確認・発信は、すべて山添が執り行つていたものであり、他方、債務者は、文書化の作業に携わつたに過ぎない。

(5) 支部運営の混乱
債務者の要請を無視した事実はない。債務者は、債務者の要請を受領している。債務者が「衝撃ニュース」、「二一世紀へ向け今こそ改革の時」及び「除名提訴」等と題する文書を配付したのは、債務者会員としての内部的な意見表明にすぎず、不特定多数に向けられたものではない。

3 爭点3(裁量権の濫用・団体の有無)
内部における自律的解決の範囲の逸脱

原が一方的に有給休暇届けを提出し、出勤しなくなつたものである。

本件では、本件処分を受けた債務者が右解雇にどのように関与したのかが重要であるところ、債務者はその具体的な行為を明確にしていない。

(3) 事務所の移転

支部臨時総会で選任された債務者を含む新役員の意思のもとに、支部事務所を移転させたのは事実である。しかし、債務者は、右移転當時、副支部長に就任しており、山添と中島及び石田に就任しており、山添と中島及び石田らによる支部における役員会での話し合いにより事務所の移転を決定した。

(4) 支部長名を僭称した文書の作成、配付等

配付文書の原案作成・最終確認・発信は、すべて山添が執り行つていたものであり、他方、債務者は、文書化の作業に携わつたに過ぎない。

(5) 支部運営の混乱

債務者の要請を無視した事実はない。債務者は、債務者の要請を受領している。債務者が「衝撃ニュース」、「二一世紀へ向け今こそ改革の時」及び「除名提訴」等と題する文書を配付したのは、債務者会員としての内部的な意見表明にすぎず、不特定多数に向けられたものではない。

学校の個別具体的な経済的利益の追求なし・確保を直接の目的とするものではない。債務者は、一支部である旭川支部の正常化を図るとともに、自律的

團体の秩序、利益を維持するための措置をとってきたものであつて、支部活動に対し不当な介入をしていない。

債務者としては、団体としてできる限り除名処分を回避する方向の努力をしたにもかかわらず、債務者は債務者の要請に応えることなく、役員体制を維持しようとしたことから、やむなく本件処分に付したものである。会員に対する懲戒処分として行われる除名処分については、除名事由の決定、該當性の有無等の判断は、原則として、債務者の裁量に委ねられているのであつて、本件においては、裁量権に逸脱認められない。

また、一般市民社会の中につてこれらとは別個に自律的法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と接関係を有しない内部的問題にとどまる限り、その自主的、自律的解決にゆだねるのを適当とし、裁判所の司法審査の対象にはならないところ、債務者は、自律的な法規範を有する団体であるから、債務者が裁判所に対し、右処分の効力を争い、会員としての地位を確認することを求めるることはできないと解するのが相当である。

さらに、債務者は、債務者のみを狙い撃ちにして本件処分を付したもので、債務者は、公益法人として、届出するものであつて、個々の届出自動車学校全体の地位の向上を目指しているものであつて、個々の届出自動車

はない。債務者は、当初、山添及び中島についても除名が相当と判断しているが、右同人らは、いずれも債務者及び山口支部に対し一連の行動を反省する態度を示すなどの事情があつたことから、処分が保留されたものである。

(二) 債権者

債権者はこれまで会員として債務者の運営方法につき問題点を指摘したり、改善点を提言するなどして、債務者の運営の民主化に取り組んできた。本件はこうした債権者の行動を快く思つていなかつた債務者が、山口支部長らが除名されたことを契機にして、故意的に債務者を狙い打ちして除名处分に付したといふのであり、到底公正なものとはいえない。

また、本件処分は、債権者に対し、前記二(一)記載のとおり、受験申請において試験車を手配し、かつ、その教習生が自己的所有する指定車両を使用して受験でくるという営業活動の根幹に関わる重要な利益を侵害するもので、本件処分は一般市民法秩序と直接関係のある不利益を与えるものであつた。

4 爭点4(保全の必要性)

(一) 債権者

債権者は、債務者会員の地位にあつてはじめて円滑な営業活動をなしうる。債務者は、本件処分により、前記二(一)記載のとおりの不利益を受けるのであり、事実上自動車教習所の存立が不可能になる。

債権者の教習所には、現在、普通一種の教習生三四名、普通二種の教習生二名、大型二種の教習生二一名がいる

が、本件処分の後、右教習生のうち普通一種の教習生一〇名、普通二種の教習生五名が退学を申し出、さらに、普通一種の教習生四名、普通二種の教習生五名、大型二種の教習生一名が本件事態を早急に解決しないと退学すると言つてきており、現教習生の半数が退学する事態になりかねず、今後退学者は増える可能性も大きく、教習所存亡の危機的状況にある。

(二) 債務者

本件申立ては、前記二(一)記載のとおり、仮処分申立ての利益を欠くばかりか、保全の必要性も認められない。

(三) 当裁判所の判断

第一 本件仮処分の被保全権利たる営業損害の存否についての疎明の有無について検討する。

1 前提事実のほか、本件疎明資料及び審尋の結果によれば、次の事実を認めることができる。

(一) 債権者は、昭和六一年一月六日、道路交通法九九条一項の指定教習所に該当しない指定外教習所として設立され、肩書地において、大型乗用自動車(大型二種用)、普通二種及び同一種の自動車運転免許取得のための自動車教習所を営業しているものである。債務者における教習の態勢は、平成九年九月中旬ころまでの間は、株式会社北海道自動車学園から練習コースを借りて運転教習を行い、学科教習については、当時、右自動車学校の從業員であつた森田に委託して行つていいことから、同年一〇月三一日ころか

ら、自動車運転練習コースを所有する山添自動車学園から賃借して運転教習を行ひ(甲三八)、学科教習については、森田に委託して行つている(乙五四)。ところで、本件処分を受ける以前の債務者の経営状態は、平成九年九月九日及び同月一八日に手形不渡りを出したため、銀行取引停止処分を受けており、当時の負債総額は約二〇〇〇万円にのぼるなど、業績は芳しいものではなかつた。このよう経営が行き詰まつた原因は、競激激化からシリ質状態となり資金繰りが悪化していただろう、安易な資金調達に走つたため、支えきれなかつたことによるものと指摘されている(乙五六)。

(二) 債務者は、会員相互の緊密な連絡協調において、交通安全に寄与することを目的とともに、届出自動車学校全体の地位の向上を目指し、北海道知事の認可を得て、昭和四七年七月二七日、民法三四条に基づき設立された公益法人であり、届出自動車教習所等を会員として組織されており(会員数二二校)、道内には旭川を含め六支部が設置されているが、旭川支部においては、本件処分時においては、六自動車教習所をもつて組織されていた(前提事実、甲三、四)。

(三) 自動車運転免許を取得するための自動車教習所には、指定教習所と指定外教習所の二種類があり、指定教習所の場合には、右指定教習所の法定の運転教習の単位を取得すれば、公

安委員会が実施するところの運転免許試験場での技能試験が免除されることが、学科試験に合格すれば運転免許取得できる。他方、債務者を含む普

ら、自動車運転練習コースを所有する山添自動車学園から賃借して運転教習を行ひ(甲三八)、学科教習については、森田に委託して行つている(乙五四)。ところ(道路交通法施行細則二二条の七、甲六六)、債務者が、平成二年一月二

一日、旭川方面公安委員会に対し、指定試験車管理機関指定申出書を提出したことから(甲六八、八枚目)、平成三年一月一一日、債務者を右指定試験車管理機関に指定し(甲六八、一二枚目)、右指定を受けた債務者は、技能試験車の管理を徹底するために、「社団法人北海道自動車教習所協会試験車管理規程」を制定し、債務者の支部ごとに支部長を管理責任者に充てて、支部の試験車の使用及び保守管理について総括的な責任を負わせることとし、旭川運転免許試験場における指定試験車の管理については旭川支部が担当している(甲六八、一ないし七枚目)。

旭川方面公安委員会は、現在のところ、債務者の外に、社団法人旭川方面交通安全協会を指定試験車管理機関と

指定しているが、同公安委員会は、右二者以外に新たに公益法人が設立された場合であっても、当該法人の目的等を審査して、当該法人が民法三四条により設立された法人であって、技能試験に使用する自動車の管理を適正かつ確実に実施できるという要件を充足していれば、道路交通法施行細則二一条の七の指定試験車管理機関として指定する(調査嘱託)。

(五) ところで、旭川方面公安委

である債務者からは、大型乗用自動車(大型バス)、大型貨物自動車、大型特殊自動車及び牽引自動車(甲六八)を、同機関である社団法人旭川方面交通安全協会からは、普通乗用自動車三台、大型自動二輪車一台、普通自動二輪車二台及び小型自動二輪車一台を試験車として提供を受け、使用しているが(調査嘱託)、公安委員会の保有しない試験車を使用して技能試験を行う場合においては、受験者はその在籍している教習所が所有している指定試験車を使用している(調査嘱託)。

そして、債権者は、平成九年六月三日、旭川方面公安委員会から、債権者が所有している大型乗用自動車を大型二種免許に係る技能試験車として指定する旨の通知を受けた(甲三六)。

(六) しかるに、債権者は、債務者から本件処分を受けたことから、平成一〇年六月二日、債務者の会員資格を喪失したことを理由に、債権者の所

有する大型乗用自動車について指定車両の指定書を返納する旨の通知を受け、また、旭川方面公安委員会からも右同日、指定書の返納が求められた(甲三七、六七)。その結果、債権者の教習生は、債権者の所有していた指定車両を使用して受験することができなく

なった。そして、債権者は、本件処分によって不利益に起因して別申請を余儀なくされるという各不利益を被つており、右不利益に起因して

④生徒数が減少し、営業上の損害が発生している旨主張しているので、まず、本件処分により債権者の主張するよう

な不利益が生ずるか否かについて検討する。

(1) 指定車両を確保できないことにによる不利益について

債権者は、本件処分により、債務者が指定車両の使用について協力しない

ときは、債権者の教習生は、試験車を確保できないため受験できなくなると

いう不利益を受ける旨主張するが、証拠(調査嘱託、審尋の結果)によれば、

技能試験は事前申請の手続をとつており、公安委員会は、指定試験車管理機

関である債務者らに対し、技能試験の実施を行つている届出自動車教習

所としての営業を続けている。

2-(1) 地位保全の仮処分で保全

ようとする権利ないし利益の具体的内

容は、原則として、賃金請求権に限ら

れるものというべく、本件のように當

していなければ、債務者と債権者の間には、右要請に応じて債務者内部において調整して試験車を提供するものとされており、このことは個人受験生のほか、債権者の場合であつても同様である。

しかし、債権者の場合は、被保全権利として、地位を保全しておかなければ回復し難い著しい損害を生ずるか否かにより判断されるべきところ、債権者は、本件仮処分の被保全権利として、本件処分により債権者が会員としての地位を失うことによつて、次のようない不利益、すなわち、

①指定車両を確保することができず、また、②使い慣れた指定車両を使用して技能試験を受けることができなくな

り、さらに、③受験申請においても個別申請を余儀なくされるという各不利益を被つております。

④生徒数が減少し、営業上の損害が発生している旨主張しているので、まず、

本件処分により債権者の主張するよう

な不利益が生ずるか否かについて検討する。

(2) 指定車両を使用できないことにによる不利益について

① 債権者は、本件処分により、受

験生はその在籍している教習所が所有

する指定車両を使用して技能試験を受

用できないということは生じないもの

のうべく、債権者の主張は採用することはできない。

したがつて、債権者の教習所において教習を受けた者が、技能試験の受験申請をしたにもかかわらず、試験車を

使用できないことは生じないもの

のうべく、債権者の主張は採用することはできない。

したがつて、債権者の教習所において教習を受けた者が、技能試験の受験

申請をしたにもかかわらず、試験車を

使用できないことは生じないもの

のうべく、債権者の主張は採用することはできない。

したがつて、債権者の教習所において教習を受けた者が、技能試験の受験

申請をしたにもか

教習所の個別具体的な経済的利益の追求ないし確保を直接の目的とするものではないものと解される。

確かに、

公安委員会がその保有する試験車以外の車両で技能試験を実施する場合には、受験者は、その在籍している教習所が所有している指定試験車により受験しているが調査嘱託)、こ

のように受験生がその在籍している教習所の所有する指定車両を使用して技能試験を受験できるものとされてきたのも、債務者が公益法人として指定試験車管理機関として公安委員会から指定されている結果、公安委員会からの債務者内部間における各教習所の便益を考慮して実施されてきたという経緯によるものと解しうる。

そして、仮に、もし債権者の主張するように、指定車両制度が債務者会員たる地位と結びつき、常に受験者は、その在籍している教習所が所有している指定試験車により受験できるという特典が認められているものとするならば、各教習所は技能試験に使用することになると思われるが、このことは債務者の設立目的及び前記の業界における役割並びに債務者会員の事業規模に照らすと実際的なものではない。

また、甲六八の九ないし一一枚目によれば、公安委員会は、債務者からの平成二年一月二一日付けの試験車指定の申請に基づいて、指定車両一覧表に掲げられている各車両を試験車に指定しているが、大型貨物自動車については、債務者会員のうち二教習所が二

台を提供し、試験車の指定を受けているにすぎないのであって、債務者会員がすべて試験車を提供しているわけではないから、右大型貨物自動車については、教習生はその在籍している教習所が所有する車両を常に使用して技能試験を受験できることが予定されているものではない。

さらに、技能試験において使用される普通乗用自動車、自動二輪車などの他の試験車についても、各教習所が運転教習において使用している車と車種、構造などがすべて同一であるとは考え難い。そうすると、債権者の主張する自己の所有する自動車を指定車両として使用して受験できるという利益は、すべての試験車に当てはまるものとは言い得ない。

加えて、債権者の主張を前提とすると、債務者会員間の指定車両の保有及び使用方法についての紛争の防止あるいは調整を図るために、会員資格あるは運営方法につき、何らかの試験車の保有あるいは使用方法に関する規定があつても然るべきところ、債務者定款(乙一)、債務者運営規則(乙一)及び旭川支部の会則(甲二)には、なんらその旨を窺わせるような規定は認められない。

以上の事情を考慮すれば、指定車両制度は、受験生の在籍している教習所がその所有する指定車両を使用して技能試験を受験できるということを制度の根幹として予定しているものとは言不得ないのであって、たとえこれまでの教習生が使い慣れた教習所の車両を

たとしても、このことは、指定車両を債務者内部において便宜的に運用してきしたことから生ずる反射的な利益にすぎず、教習で用いられた車両と同じ車両を技能試験において使用できるといふことは、債務者会員たる地位にあることによつて保証されるものではなく、会員たる地位との結びつきは希薄なものと言わざるを得ない。

(2) 次に、債権者は、受講生が使い慣れた車両で技能試験に受験できることを前提条件として、生徒を募集している旨主張するが、証拠(乙五六、一枚目、乙六四の二)によれば、債権者は「普通車から大型二種まで教習いたします。」などと宣伝しているにすぎず、また、NTTのタウンページの広告において、「早い・安い・確実」を大きく掲げ、トラック、バス、トレーラー、ショベルの車種及び車型を示したうえ、「場内試験だけで免許が取得できます。」などと宣伝公告しているにすぎず、債権者の主張するような、債権者の保有あるいは使用方法に関する規定があつても然るべきところ、債務者定款(乙一)、債務者運営規則(乙一)及び旭川支部の会則(甲二)には、なんらその旨を窺わせるような規定は認められない。

以上の事情を考慮すれば、指定車両制度は、受験生の在籍している教習所がその所有する指定車両を使用して技能試験を受験できる旨の特典があるとの記載は何ら認められない。これらの事情によつて、債権者は、受講生が使い慣れた車両で技能試験に受験できることを前提条件に生徒を募集しているとの主張は認めるることはできない。

(3) したがつて、債権者の疎明をもつてしては、本件処分が債権者の指定車両を使用できないという不利益を生じさせるものとは認めることはできない。

債権者は、本件処分により、債権者の教習生は債務者を通じた一括申請ができる、直接試験場に出向いて個別に受験申請をしなくてはならないという点について検討するに、調査嘱託によれば、受験者の申請は、個人受験者を除き、協会又は届出自動車教習所毎に一括して申請を受理していることが認められるから、債権者の主張は採用することはできない。

よつて、債権者は受験申請に関し何らの不利益を負うことはない。

(2) 次に、債権者は、本件処分により、債権者の教習所への入学者が減少したばかりか、多数の者が退校するに至り、大幅な減収が生じている旨主張するので、この点について付言するに、前記のとおり、本件処分そのものが、債権者に対する債権者の主張するよう各不利益を生じさせているものとは認められないから、債権者の疎明をもつてしては、本件処分と右処分に伴う不利益から起因するとされる営業損害との間に、因果関係を認めることはできない。したがつて、債権者の生徒数減少に伴う減収の点について判断するまでもなく、債権者の主張は採用することはできない。

二 結論

よつて、本件処分の申立ては、被保全権利の疎明がないことに帰するからその余の点について判断するまでもなく、これを却下することとし、主文のとおり、決定する。

(裁判官片岡 武)